

美作国祝山城の湯原春綱・塩屋豊後守・小川就秀に  
対して、毛利輝元の要請により吉川元春が祝山城へ  
の支援を約束したとして、激励する。

1760 福原貞俊・口羽春良・小早川隆景連署書状写(関関  
録51小川右衛門兵衛尉殿)

△萩関

其表行之儀、元春江一兩人被指遣相談之処、急度打廻一  
同可被及行之由候、各安堵察入候、委細此兩人直元春・  
盛重内証被聞請候条、從此方具不能申入候、爰許之儀彼  
打廻候間、伝之城一両所取付可相待候、其内盛雅相談、  
当城可被抱拔事專一候、猶任口上候、恐々謹言、

十一月廿九日

隆景 御判

春良 判

元俊 判

湯原豊前守殿

塩屋豊後守殿

小川右衛門兵衛尉殿

1761 毛利輝元書状写(関関録51小川右衛門兵衛尉殿) △萩関

当城行、至元春令相談之処、急度可打廻之由被申候、委

此兩人可申候、彼打廻之内、爰元之儀具隆景并両老可申  
候、謹言、

十一月廿九日

輝元 御判

湯原豊前守殿

塩屋豊後守殿

小川右衛門兵衛尉殿

○一一月吉日 多賀元忠、西長田郷の熊野神社を造  
営する。

1762 熊野神社棟札(松江市西川津町熊野神社所蔵)(口

絵参照)

(表面)

大旦那仲原朝臣多賀彦三郎元忠、同備

(梵)

(梵) 奉修理子守三所大権現一字、帰命本覚法身本有如

(梵)

本願観音寺当住教賢法師執行之、并

前守種忠、惣奉行知之代官谷左馬亮、同伊達三郎衛門尉

悉地成就

来自性心且内護摩道場法界

満足所

大工高橋藤兵衛尉造之、于時天正八年庚辰霜月吉日欽白

(裏面)

市成十名御百姓

一 御釵之役 奥名 一 挑燈

一 鉦 堀之内名 一同

御遷宮之特役者 一 御太刀 治部名 一同

一 字図幣 宮前名 一幣

之事 一 輿ノ役 横屋名 一同

中垣名

門名

山崎名

折垣名

木下名

庚辰霜月十日

○一二月一六日 小早川隆景、児玉元貫に對して、

湯原春綱が訴えてきている件について、籠城で他にぬきんでた忠義を果たしているのので、しかるべき対応をするよう毛利輝元への取り成しを求めぬ。

1763 小早川隆景書状写 (関閩録115湯原文左衛門169) △萩関

湯原申分之儀髓御披露肝要候、彼方事自余にハ相替、籠城之儀候条、可然御返事被仰遣候て可被指返候、此由能々

御申專一候、恐々謹言、

(天正八年) 十二月十六日 隆景 御判

(児玉元貫) 市申給へ 左衛 隆景

○一二月二〇日 毛利氏家臣、理光庵祖父に山代内宝見寺を先御判に任せて安堵する。

1764 毛利輝元袖判家臣連署書状写 (出雲鋏所収常栄寺文

書)

(毛利輝元) (花押写)

(章字郡) 山代内宝見寺之事、常栄様為御位牌免、理光庵へ被付置之候、然者先住依他出、祖父御抱之通遂披露候、先御判